

香川県公安委員会公告第 50 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 18 日

香川県公安委員会委員長



日時	令和 8 年 7 月 2 日 午前 9 時 0 0 分	
場所	高松市郷東町587番地138 香川県警察本部交通部運転免許課意見の聴取室	
番号	被 意 見 の 聴 取 者	
	氏名又は名称	住 所 又 は 居 所
	対象者には別途通知済み	